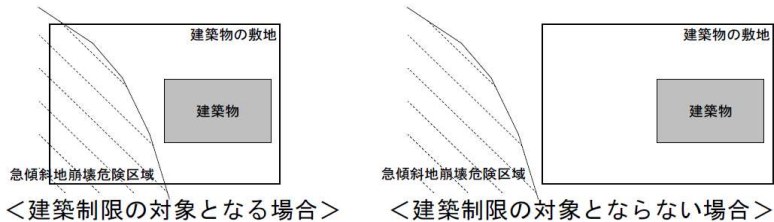




1. 区域の確認

以下の鹿児島県ホームページで確認できます。

	砂防三法情報マップ（砂防・急傾斜・地すべり）	https://www.pref.kagoshima.jp/a108/infra/kasen-sabo/sabo3ho.html
--	------------------------	---



2. 建築制限の概要

※ 県条例 = 鹿児島県建築基準法施行条例（以下同じ）

急傾斜地災害防止法に基づき指定された区域は、県条例第26条により災害危険区域として指定されていることから、同条例第27条により、原則、居住の用に供する建築物の建築はできません。

ただし、鹿児島市が被害をうける恐れがないと認める場合はこの限りではありません。

3. 鹿児島市が被害をうける恐れがないと認める場合

県条例第3条（がけの高さの2倍未満の範囲内における建築制限）のがけ規制を満足した上で、鹿児島市の承認（鹿児島市建築基準法施行細則第18条による承認申請）を得た場合は、建築することが可能です。

	がけの高さの2倍未満の範囲の建築制限	https://www.city.kagoshima.jp/kasen/sabo/sabo3ho/sabo3ho2.html
--	--------------------	---

4. 急傾斜地災害防止法に基づく許可

上記の建築制限とは別に、急傾斜地崩壊危険区域内では、建築物の建築や敷地の造成等に伴う切土、掘削、盛土は、鹿児島県知事の行為許可を受けなければなりません。詳細は以下の鹿児島県のホームページをご確認ください。

	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	https://www.pref.kagoshima.jp/a108/infra/kasen-sabo/sabo3ho/sabo3ho2.html
--	------------------	---

5. 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の構造規制について

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居室を有する建築物の新築、増築等を行う場合は、上記とは別に構造規制の対象となるため、別途確認が必要です。

	土砂災害警戒区域等内の構造規制について	https://www.city.kagoshima.jp/kasen/sabo/sabo3ho/sabo3ho2.html
--	---------------------	---